

大東市子育て世代転入促進三世代同居等補助金 申請にあたっての注意事項

申請について

■申請期限はいつまでにすればよいですか？

申請期限は、子ども世帯の住民票異動日から3ヵ月以内になります。

(但し、新型コロナウイルス感染症による影響を勘案して、当面の間は6ヵ月とします)
申請期限までに申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出する必要があります。
ただし、予算がなくなり次第受付を終了いたしますのでご了承ください。
受付を終了した場合は、市のホームページでお知らせいたします。

■申請日時時点で全ての要件を満たしていなければならないですか？

申請日時点（申込書を提出する日）で、全ての要件を満たし、提出書類を揃える必要があります。

申請時点で、近日中に引っ越す予定など、要件が確定していない状態での申請は受付できませんのでご了承ください。

■大東市に住宅を新築中ですが、どの時点で申請すれば良いですか？

申請は、住宅が完成し、転入届や住宅の登記が終わってからの申請になります。

■補助金の申請書類の提出は郵送でも可能ですか？

郵送でも可能です。

ただし、必要書類が全てそろっていない場合、受付できませんのでご了承ください。

提出書類について

■申込者は子ども世帯の世帯員の誰でも良いですか？

申込者は子ども世帯の世帯主になります。

■申込書、調査の同意書兼誓約書の日付はいつにしたらよいですか？

日付は記入していただくなくて結構です。

こちらで受付した際に記入いたします。

■建築確認済証とはどういうものですか？

確認済証とは、建築物の工事に着手する前にその計画が建築基準法に適合するかどうかを審査し（建築確認申請）、内容が確認された場合に発行されるものです。

新築された場合、建物引渡し時に家を建てた住宅会社から受け取ります。

書類が見当たらない場合は、家を建てた住宅会社の方にお尋ねください。

書類は、「建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済書」と書かれてる場合があります。

■戸籍の附票及び戸籍の附票の除票について、どちらを提出すればよいのですか？

下記表にてご確認ください。

市区町村により書類名が異なる場合がありますので、取得先の市役所に「大東市外に1年以上居住していたことを確認できる書類が必要」とご確認していただいた上で、必要な書類を取得して提出してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	現在の戸籍の場所	戸籍の転籍状況 (申込日以前)	転籍時期 (申込日より)	取得市区町村 (現在の戸籍がある市町村より)	書類名
	市内	無	—	—	戸籍の附票
	市内	有(他市→大東市)	一年以上前	—	戸籍の附票
	市内	有(他市→大東市)	一年未満	一つ前の市区町村	戸籍の附票の除票
	市内	有(大東市→大東市)	一年以上前	—	戸籍の附票
	市内	有(大東市→大東市)	一年未満	—	戸籍の附票
	市外	無	—	現在の戸籍がある市区町村	戸籍の附票
	市外	有(他市1→他市2)	一年以上前	現在の戸籍がある市区町村 (他市2)	戸籍の附票
	市外	有(他市1→他市2)	一年未満	現在の戸籍がある市区町村 (他市2)	戸籍の附票
				一つ前の市区町村 (他市1)	戸籍の附票の除票

要件について

■三世代同居等とはどのような状況ですか？

申請日時点（申込書を提出する日）において、親、子、孫等の三世代以上で構成される世帯が同居及び近居することです。

同居…子ども世帯及び親世帯が同一の住宅に居住すること

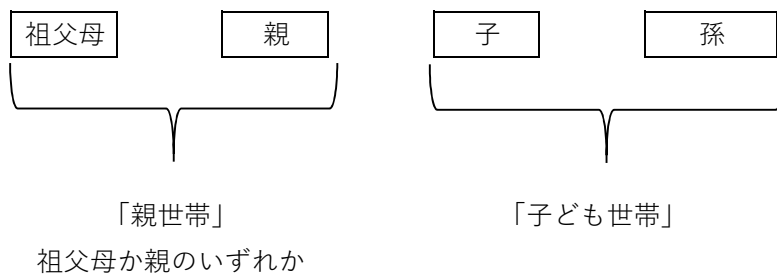
近居…子ども世帯及び親世帯それぞれが本市内に存在する住宅に居住すること

戸籍と住民票により、三世代同居等であることを確認いたします。

■同居・近居する親（祖父母も可）を含めた三世代の構成について教えてください。

この補助金における親・子・孫で構成される「三世代」は、「祖父母、親、子、孫」の組み合わせにより構成される「三世代」を意味します。なお、この「三世代」においては、「子、孫」による「子ども世帯」の構成は必須です。

【三世代の構成図】



※「祖父母、子、孫」のような場合は、「祖父母」と「子」の関係がわかる書類をご提出ください。

■大東市に住宅を購入しました。市内に住む親とは同居ではないのですが、対象となりますか？

市内であれば「近居」として対象になります。

ただし、子ども世帯の住宅が土砂災害特別警戒区域外にある必要があります。

■新築又は購入した住宅が土砂災害特別警戒区域外かどうか調べたい。

大東市のホームページの大東市総合防災マップの大東市詳細地図にて確認できます。地図内の左下部に凡例の記載があります。

■大東市に住宅を購入しましたが、諸事情により夫は大東市で住民登録していません。妻と子のみ大東市に住民登録しています。（親世帯は妻の親、住宅の名義人は夫のみ）

この場合、申請はできますか？

申請時点で、住宅の所有権を持つ人が市内に居住し、かつ住民登録を行っている必要があります。申請することができません。

■大東市内に住む親の住宅を二世帯住宅に建て替えました。

この場合、申請はできますか？

申請時点で、親世帯が市内に3年以上継続して居住していること。建て替えた住宅について、子ども世帯の世帯員名義で所有権が登記されているなど、所定の要件を満たしていれば、申請することができます。

■大東市内に住む親の住宅の同一敷地内に子ども世帯が住宅を建てました。

「同居」扱いになりますか？

子ども世帯及び親世帯が同一の住宅に居住することが「同居」の条件になります。同一敷地内のそれぞれの住宅に住む場合、「近居」扱いになります。

■親世帯と子ども世帯が同一棟の共同住宅に引っ越した場合、「同居」扱いになりますか？

同一棟は「近居」扱いになります。

■親世帯となる「親」又は「祖父母」が大東市内の老人ホームで生活していますが、申請はできますか？

親世帯の世帯員が介護保険施設、在宅とされる施設及びこれに準ずる施設に入所又は入居している場合は申請することができません。

■前住所地であるA市に3か月間居住し、その前はB市で10か月居住していました。大東市で住宅を購入する場合、前住所での居住は1年未満ですが、市外からの転入の要件に該当しますか？

両市の居住期間を通算すると1年以上になりますので、転入の要件に該当します。なお、戸籍の附票及び戸籍の附票の除票をもって居住期間の確認をいたします。

■親世帯の敷地内に住宅を新築しましたが、申請はできますか？

建物が子ども世帯の世帯員名義で所有権が登記され、建築基準法その他法令に基づき適正に建築された住宅であり、かつ、居住床面積が50㎡以上など、所定の要件を満たしていれば、申請することができます。

■親世帯の住宅の所有権を子ども世帯の世帯員名義に名義変更しましたが、申請はできますか？

三世帯同居等をした住宅が住宅の取得に係る売買契約又は住宅の新築に係る建築工事の請負契約書により取得した住宅であることが要件になりますので、申請することができません。相続、贈与など対価を供わない事由により取得したものは対象外になります。

■親世帯並びに子ども世帯の世帯員名義の共有名義で住宅を購入しました。

申請はできますか？

建物登記簿で、子ども世帯の世帯員が所有権（持分の一部でも可）を有していれば、申請することができます。

■店舗併用住宅を新築しました。一階が店舗部分で40㎡、二階が居住部分で40㎡です。
合計すると延床面積は80㎡になりますが、この場合、対象になりますか？
居住部分（二階）が50㎡未満ですので、申請することができません。

■大東市内に住む親の住宅を改築（リフォーム）、増築しました。
申請はできますか？
売買が伴っていない住宅の改築、増築は、対象となりません。
申請することができません。

■親世帯と同居するための住宅を探すため、大東市内の賃貸アパートに居住し、
その後、住宅を購入することになりました。申請はできますか？
すでに大東市内に在住しているため、申請することができません。

■子ども世帯の夫婦のうち、妻と子（または妊娠中）がすでに大東市内に居住している状態で、
親世帯と同居するための住宅を購入し、夫（1年以上市外在住）が転入すること
になりました。申請はできますか？
現状で三世代「親、子、孫」を形成しているため、対象となりません。
申請することができません。

■子ども世帯の夫婦のうち、夫がすでに大東市内に居住している状態で、
親世帯と同居するための住宅を購入し、妻と子（1年以上市外在住）が転入すること
になりました。申請はできますか？
妻と子が転入することで三世代「親、子、孫」を形成するため、対象となります。
申請することができます。

■滞納の該当となる市税の税目は何ですか？
市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、
市営住宅使用料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料になります。
住民票異動日時点で納期限が到来している市税を滞納していないことが必要です。
申請後に市が納税状況の調査を行い、滞納がないか確認いたします。

■この補助金を受給した後、住宅を売却又は大東市外に引っ越しをしたのですが、
補助金は返還しなければならないですか？
この補助金は、人口流入・定住促進を目的としているため、原則として住民票の異動日から
3年以上三世代同居等をするを条件に補助金を交付しております。
条件を遵守できない場合は、補助金を市に返還していただくことがありますのでご了承
ください。